

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（県立学校処務規程の一部を改正する訓令）

県立学校教育課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、教育指導統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要（県立学校処務規程）

県立学校における文書の取扱い、公印の取扱い等を定めた教育委員会訓令

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、沖縄県立伊良部高等学校を廃止するとともに沖縄県立はなさき支援学校を設置するため、関係訓令を改正する必要がある。

3 改正の概要

各学校の文書記号について、伊良部高等学校（記号：伊良部）を削り、美咲特別支援学校はなさき分校（記号：美咲はな分）をはなさき支援学校（記号：はなさき）に改める。（別表第1）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和2年10月23日

施行年月日 令和3年4月1日

5 根拠法令

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例

6 添付資料

新旧対照表

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。